

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-067改 07(回1)
提出年月日	令和2年7月3日

令和2年7月  
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第27条（放射性廃棄物の処理施設））

No.	審査会合実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成31年3月14日	原子炉浄化系，燃料プール冷却系の使用済樹脂等について，当面，貯蔵タンクでの貯蔵保管をするのであれば，貯蔵施設として，設置許可基準規則28条 放射性廃棄物の貯蔵施設への適合性を説明すること。	第720回審査会合（令和元年5月30日）にて説明	固化材の変更とともに，復水系，液体廃棄物処理系の使用済樹脂等や原子炉浄化系，燃料プール冷却系の使用済樹脂等の処理，貯蔵経路を一部見直すことが，放射性固体廃棄物について，発生量及び搬出量を考慮して貯蔵管理できることから，影響がないことを確認した。 また，各設備の位置付けに変更はないことから，引き続き，放射性物質が漏えいし難いものとするとともに，固体状の放射性廃棄物による汚染が広がらないものとする。 （資料2-4-3 P27条-8～14，P27条-添付1-3，P27条-添付2-1～5）
2	平成31年3月14日	固化材の変更に伴いドラム缶の発生量が増加するが，放射能インベントリが増加しないことから被ばくへの影響はないことを説明すること。	第720回審査会合（令和元年5月30日）にて説明	固化体製作時における放射線業務従事者が放射線を受ける作業は，主にドラム缶を輸送用トラックに積み付けるタイミングである。積み付けするドラム缶はセメント固化方式により5倍に増加するが，表6-1のとおり表面線量当量率が1/5に低下するため，作業に伴い放射線業務従事者が受ける線量はほぼ同じである （資料2-4-3 P27条-11,12）
3	平成31年3月14日	固化材の変更に伴い粉体化に用いる乾燥機の入口を当面の間，閉止するとしている考え方を説明すること。	第720回審査会合（令和元年5月30日）にて説明	濃縮廃液は，減容性を考慮し，これまではプラスチック固化で乾燥機を使用することで，乾燥粉体として処理してきた。現状の濃縮廃液の発生量を踏まえると，固化材をセメントに変更した後も，セメント固化体として固体廃棄物貯蔵所で貯蔵保管することができる。 既設の乾燥機，粉体貯槽等については，閉止板により隔離し休止設備とする。 （資料2-4-3 P27条-6）

島根原子力発電所 2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第27条（放射性廃棄物の処理施設））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
4	令和元年5月30日	放射性固体廃棄物の固化材の変更に伴い、処理、貯蔵経路を見直すにもかかわらず、各設備の位置づけに変更はないとしていることの方等について整理して説明すること。	第748回審査会合（令和元年7月25日）にて説明	<p>原子炉浄化系及び燃料プール冷却系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジは、処分施設の廃棄体に係る技術上の基準が検討されている状況であること、復水系、液体廃棄物処理系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジは、減容の観点から全量焼却処理していることから、これらについてセメント固化処理の成立性確認は実施していない。従って、今回の固化材変更にあたっては、ドラム詰装置による処理経路を削除する。</p> <p>原子炉浄化系及び燃料プール冷却系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジについては、放射能濃度が比較的高く、処理方法及び処分施設の検討がなされているところであるため、「原子炉等規制法第51条の2に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の余裕深度処分施設」への搬出が必要となる時期までに、処分施設の設計に応じて処理方法を確立し、処理設備を設置する。</p> <p>このことから、原子炉浄化系樹脂貯蔵タンク、原子炉浄化系スラッジ貯蔵タンクは、固体廃棄物貯蔵設備としての位置づけに変更はない。</p> <p>なお、原子炉浄化系及び燃料プール冷却系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジは、処理設備を設置するまで貯蔵タンクにおいて貯蔵する必要があるが、タンク容量には余裕があり、当面の間、貯蔵することが可能である。</p> <p>（資料1-3-3 P27条-6,8,9）</p>